

# 大分県報

平成三十一年  
号外（三四）  
三月三十一日

（日曜日）

## 目次

### 条 例

大分県税条例の一部改正………

### ○条 例

大分県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月三十一日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

大分県条例第十号

### 大分県税条例の一部を改正する条例

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第三項中「を」とし、併せて大分県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年大分県条例第三号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」を「を行う場合において、大分県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第二項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、」に、「場合には」ときは「に」に改める。

第五十七条の二中「を」とし、併せて大分県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」を「を行う場合において、大分県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第二項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使

用し、かつ、地方税共同機構を経由して、」に、「場合には」ときは「に」に改める。  
附則第六条第二項第三号中「附則第五条の四の二第六項」を「附則第五条の四の二第五項」に改める。

附則第七条の三の二中「平成四十三年度」を「平成四十五年度」に改める。

附則第二十二条の二中「（第三十九条第一項の）」を「（第三十九条第二項に規定する）」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第四号イ(1)中「この号及び次条」を「この号、次条及び附則第二十二条の三の二」に改め、同条第五号中「次条」の下に「及び附則第二十二条の三の二第二項第四号」を加え、同号イ(1)及び(2)中「及び次条」を「次条及び附則第二十二条の三の二第二項第四号」に改め、同条第六号中「次条」の下に「及び附則第二十二条の三の二第四項第五号」を加え、同号ハ(1)(i)中「平成二十八年十月一日」の下に「（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）」を、「次条」の下に「及び附則第二十二条の三の二第四項第五号」を加え、同号ハ(1)(ii)中「及び次条」を「次条及び附則第二十二条の三の二第四項第五号」に改める。

附則第二十二条の二の二第二項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第一項に規定するものに限る。）」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十二条の二の二第三項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第四項」を「附則第四条の五第二項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第五項」を「附則第四条の五第三項」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の五第六項」を「附則第四条の五第四項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第七項」を「附則第四条の五第五項」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第八項」を「附則第四条の五第六項」に改め、同条第四項中「次に掲げる

自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第七項に規定するものに限る。）」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

- イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- 二 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十二條の二の二第五項中「第十三項まで」を「第十二項まで」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号口中「附則第四条の五第十三項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第九項」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第八項に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
  - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
  - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十二條の二の二第五項第二号イ中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の五第十二項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十五項」を「附則第四条の五第十三項」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第十六項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の五第

十一項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十二條の二の二第六項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十五項に規定するものに限る。）」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

- イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- 二 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十二條の二の二第七項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の五第十六項に規定するもの
- イ 次のいずれかに該当すること。
  - (1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
  - (2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の五第

十七項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
  - (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十二條の二の二第八項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号イ中「附則第四條の五第二十五項」を「附則第四條の五第十八項」に改め、同号ロ中「附則第四條の五第二十六項」を「附則第四條の五第十九項」に改め、同項第二号中「附則第四條の五第二十七項」を「附則第四條の五第二十項」に改める。

附則第二十二條の三の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同條第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、第四号を第五号とし、第三号を削り、同項第二号イ中「附則第四條の六第五項」を「附則第四條の六第六項」に改め、同号ロ中「附則第四條の六第六項」を「附則第四條の六第七項」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四條の六第八項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
  - (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十二條の三の二第二項第一号中「附則第二十二條の二の二第二項第一号又は同條第三項第一号」を「附則第二十二條の二の二第二項又は第三項第一号」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四條の六第五項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
  - (2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十二條の三の二第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中「附則第二十二條の二の二第四項第一号」を「附則第二十二條の二の二第四項」に改め、同項第二号イ中「附則第四條の六第七項」を「附則第四條の六第九項」に改め、同号ロ中「附則第四條の六第八項」を「附則第四條の六第十項」に改め、同項第三号中「附則第二十二條の二の二第四項第二号」を「附則第二十二條の二の二第五項第二号」に改め、同項第四号中「附則第二十二條の二の二第五項第二号ハ」を「附則第二十二條の二の二第五項第三号ハ」に改め、同條第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中「附則第二十二條の二の二第六項第一号」を「附則第二十二條の二の二第六項」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「附則第二十二條の二の二第六項第二号」を「附則第二十二條の二の二第七項第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号イ中「附則第四條の六第九項」を「附則第四條の六第十三項」に改め、同号ロ中「附則第四條の六第十項」を「附則第四條の六第十四項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げるガソリン自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四條の六第十一項に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のい

と。

ずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第十二項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十二條の三の二第四項に次の一号を加える。

- 五 軽油自動車（電力併用自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで施行規則附則第四条の六第十五項に規定するもの
  - イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

- (2) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第二十二條の三の二第五項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の六第十一項」を「附則第四条の六第十六項」に改め、同号ロ中「附則第四条の六第十二項」を「附則第四条の六第十七項」に改め、同条第六項中「供する自動車」の下に「又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車」を加え、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第七項及び第八項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第九項中「装置（以下この項から第十二項まで）」を「平成三十一年三月三十一日（第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号及び第二号中「第十二項まで」を「第十一項まで」に改め、同項第三号中「以下この項から第十三項まで」を「次項から第十二項まで」に改め、同項第四号を削り、同条第十項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、

同条第十一項を削り、同条第十二項中「附則第四条の六の二第十六項」を「附則第四条の六の二第十五項」に、「平成三十一年三月三十一日（第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第四号を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「及び」を「又は」に改め、「三・五トンを超え」の下に「八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え」を加え、「附則第四条の六の二第十七項」を「附則第四条の六の二第十六項」に、「平成三十一年三月三十一日（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第四条の六の二第十八項」を「附則第四条の六の二第十七項」に改め、同項を同条第十三項とする。

附則第二十二條の七第一項中「有しないものをいう。以下この条を「有しないものをいう。次項第一号」に、「規定するものをいう。以下この条を「規定するものをいう。同項第二号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第二項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）」に、「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第一項」に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同条の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十條第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に、「附則第五条の二第十項」を「附則第五条の二第三項」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第五条の二第四項に規定するものをいう。）」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十七條第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び次条第一項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十五條第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第五条の二第五項に規定するエネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきも

のとして定められたもの（次項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に、「附則第五条の二第二十一項」を「附則第五条の二第六項」に、「附則第五条の二第十二項」を「附則第五条の二第七項」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「同条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）に、「附則第五条の二第十三項」を「附則第五条の二第九項」に改め、同項第五号中「乗用車」の下に「（第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。）」を加え、「附則第五条の二第十四項」を「附則第五条の二第十項」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第二十一項に規定するもの」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千円
	一万七千九百円	四千五百円
	二万五百円	五千五百円
	二万三千六百円	六千円
	二万七千二百円	七千円
	四万七百元	一万五百円
	二万九千五百円	七千五百円
	三万四千五百円	九千円
	三万九千五百円	一万円
	四万五千円	一万千五百円
五万千円	一万三千円	
五万八千円	一万四千五百円	
六万六千五百円	一万七千円	
七万六千五百円	一万九千五百円	

第一項第二号イ	八万八千円	二万二千円
	十一万千円	二万八千円
	六千五百円	二千円
	九千円	二千五百円
	一万二千円	三千円
	一万五千円	四千円
	一万八千五百円	五千円
	二万二千円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千五百円	七千五百円
	四万七百元	千二百円
	八千円	二千円
	一万千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
二万五百円	五千五百円	
二万五千五百円	六千五百円	
三万円	七千五百円	
三万五千円	九千円	
四万五百円	一万五百円	
六千三百円	千六百円	
七千五百円	二千円	
一万五千円	四千円	
一万二千円	三千円	
二万六百元	五千五百円	
一万二千円	三千円	
一万四千五百円	四千円	
一万七千五百円	四千五百円	

平成三十一年三月三十一日

大分県報号外（条例）

第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	七千円
	三万二千円	八千円
	三万八千円	九千五百円
	四万四千元	一万千円
	五万五百円	一万三千円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万四千元	一万六千円
	三万三千元	八千五百円
	四万円	一万五百円
	四万九千円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千元	一万八千五百円
八万三千元	二万千円	
四万五千円	千五百円	
六千円	千五百円	
一万二千円	三千円	
二万三千六百円	六千円	
二万七千六百円	七千円	
三万六千六百円	八千円	
三万六千円	九千円	
四万八千円	一万五百円	
四万六千四百円	一万二千円	
第一項第三号	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千円	七千五百円
	二万六千五百円	七千円
	三万二千円	八千円
	三万八千円	九千五百円
	四万四千元	一万千円
	五万五百円	一万三千円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万四千元	一万六千円
	三万三千元	八千五百円
	四万円	一万五百円
四万九千円	一万二千五百円	
五万七千円	一万四千五百円	
六万五千五百円	一万六千五百円	
七万四千元	一万八千五百円	
八万三千元	二万千円	
四万五千円	千五百円	
六千円	千五百円	
一万二千円	三千円	
二万三千六百円	六千円	
二万七千六百円	七千円	
三万六千六百円	八千円	
三万六千円	九千円	
四万八千円	一万五百円	
四万六千四百円	一万二千円	
第一項第五号イ	五万三千二百円	一万三千五百円
	六万二千二百円	一万五千五百円
	七万四五百円	一万八千円
	八万八千八百円	二万二千五百円
	一万三千五百円	三千五百円
	一万八千二百円	五千円
	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
	六千三百円	千六百円
	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円
	八千円	二千円
	七千五百円	四千円
八千五百円	四千五百円	
九千五百円	五千円	
一万三千八百円	七千円	
一万五千七百円	八千円	
一万七千九百円	九千円	
二万五百円	一万五百円	
二万三千六百円	一万二千円	
二万七千二百円	一万四千元	
四万七百元	二万五百円	
二万九千五百円	一万五千元	
三万四千五百円	一万七千五百円	
第一項第一号口	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千円
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
	二万九千五百円	一万五千元
	三万四千五百円	一万七千五百円

附則第二十二條の七第四項を同条第二項とし、同条第五項中「附則第五條の二第十五項」を「附則第五條の二第十二項」に、「附則第五條の二第十六項」を「附則第五條の二第十三項」に、「第三項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。



第一項第五号ロ	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千六百円	一万四千元
	三万千六百円	一万六千元
	三万六千元	一万八千元
	四万八百元	二万五百円
	四万六千四百円	二万三千五百円
	五万三千二百円	二万七千元
	六万二千二百円	三万千元
	七万四百円	三万五千五百円
	八万八千八百円	四万四千五百円
第一項第五号ハ	一万三千五百円	七千元
	一万八千二百円	九千五百円
	三千七百元	千八百円
	四千七百元	二千三百円
第二項第一号	六千三百円	三千二百円
	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円
第二項第二号	八千円	四千円
	六千三百円	三千二百円
	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円

附則第二十二條の七第五項を同条第三項とする。

附則第二十四條第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第二十五條第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「にあつては」を「には」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（自動車取得税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の大分県税条例（次項において「新条例」という。）の規定中自

動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

3 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成三十一年度分の自動車税について適用し、平成三十年度分までの自動車税については、なお従前の例による。